

西村あさひ法律事務所

ミャンマー：外国通貨の強制転換等についての続報(2)
＜適用除外の指定＞

アジアニューズレター

2022年4月28日号

執筆者：

E-mail✉ [湯川 雄介](#)E-mail✉ [鈴木 健文](#)E-mail✉ [チーチャンニェイン](#)

※ 本ニューズレターは、2022年4月21日現在の情報に基づいています。

ミャンマー中央銀行(「CBM」)から発出された外国通貨のミャンマーチャットへの転換に関する Notification (Notification No.12/2022) (「本告示」)に関して、2022年4月20日に、CBMによるレター(レター番号 FE 1-69) (「本レター」)によって強制転換の適用除外が指定されましたので、下記のとおり速報としてお伝えします(関連する [2022年4月6日付のニューズレター](#) 及び [2022年4月8日付のニューズレター](#) 参照)。

1. 強制転換の適用除外の対象

本告示による外国通貨の強制転換に関する適用除外は、以下のとおりです。

- A) ミャンマー投資委員会の許認可に基づいて遂行されている外国直接投資事業
- B) 経済特区にて遂行されている投資事業
- C) ミャンマーと外交関係があり、ミャンマー国内に大使館を設置している外国の外交官、その家族及び当該大使館に所属している外交官と同等の地位にある外国人職員
- D) ミャンマー国内における国連及びその傘下組織に所属している国連職員、並びに国連職員パスポート(laissez-passer)を所有するミャンマー国籍者
- E) 国外から派遣されミャンマーにおいて支援活動に従事している開発機関(Development Agencies)の外国人職員
- F) 国際機関(例：赤十字、ILO 等)、INGO 及び開発機関(例：TICA、JICA)の外交官と同等の地位にある職員
- G) 国有/民間国際航空会社

2. 適用除外の確認

適用除外に該当する場合、本レターにおいて、銀行にて次の手続を踏むことが規定されました。

すなわち、外貨両替事業(AD)ライセンスを保有する銀行は、本告示の適用を受けない組織又は事業のために外貨に関連する手続を行う際、適用除外に該当する組織又は事業であることを証明できる必要な書類を提示させ、本人確認(Know Your Customer (KYC))及び顧客デューデリジエンス(Customer Due Diligence (CDD))を確実に遂行・審査し、当該組織又は事業が適用除外に該当することが真実であることの確認がなされたうえで、対応しなければならないとされました。

また、全ての手続は CBM へ報告・提出され、記録されるものとされ、仮に手続に瑕疵があった場合は当該銀行の責任であることも明確とされました。

3. 本レターによる影響

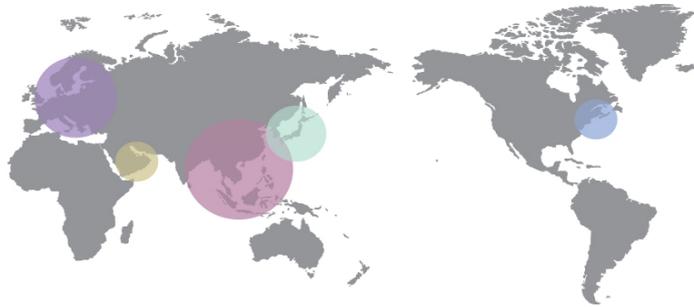
本レターでは、投資法や経済特区法による投資許可を受けた事業については適用除外とされましたが、それ以外の一般的な会社等については適用除外とされていないため、引き続き事業活動に大きな支障を与える可能性が高いと思われる、今後も本告示に関する動向について注視する必要があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範
仁木寛志

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
パートナー 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.4